慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法四三三〕 招集通知に記載されていない目的事項を決議した取締役会決議の効力と株主総会における拍手による採決方法の適否(名古屋地裁平成一一年四月二三日判決)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.6 (2003. 6) ,p.85- 91
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030628-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　四三三〕

招集通知に記載されていない目的事項を決議した取締役会決議の効力と株主総会における拍手による採決方法の適否

（名古屋地裁平成一一年四月二三日
平九(ワ)三五六八号
株主総会決議取消請求事件
金融・商事判例一〇六九号四七頁）

〔判示事項〕

一　会社の定款等により、取締役会の会議の目的事項を予め通知すべきことが定められている場合に、招集通知にその旨の記載がない代表取締役選任の決議がなされても、右決議が違法となるものではない。

二　株主総会の決議の方法については、法律上特別の規定がないので、拍手による採決方法によっても、議案に対する賛成の議決権数がその決議に必要な数に達した時に決議が成立し、違法なものとはいえない。

〔参照条文〕

商法二五九条ノ二、二六〇条一項、二三九条一項

〔事　実〕

被告Yは、機械類及び電気・電子機器類の設計、製作及び販売並びに電子計算機に関するソフトウエアの開発及び販売等を目的とする株式会社である。原告Xは、Y会社の株主であり、昭和五五年五月一二日にY会社の代表取締役に就任し、その後重任され、平成七年六月二九日にも重任された者である。

被告Y会社は、平成八年七月三一日の取締役会において、原告XをY会社代表取締役から解任し、Y会社取締役AをY会社代表取締役とする旨の決議をした。Y会社は、平成九年六月二七日に、第二四回定時株主総会を開催し、新たに取締役と監査役を選任する旨の決議、退任する取締役Xらに対して退職慰労金を支給する旨の決議などをした。

原告Xは、本件株主総会には、取消事由又は不存在事由があるとして本訴に及んだ。すなわち、Y会社定款二〇条二項には、取締役会に関する事項については取締役会で定める取締役会規定による旨が定められており、Y会社取締役会規定八条二項には、取締役会の招集通知は書面でなし、同通知には会議の目的事項を記載すべき旨がそれぞれ規定されているけれども、本件取締役会招集通知には、審議事項として、「平成八年八月一日付人事異動の件」及び「海外出張に関する稟議関連規定改訂の件」と記載され、本件取締役会において取締役全員の出席があったけれども、必ずしも出席した取締役全員が通知にない議題を審議採決することに同意したものではなかったところ、本件取締役会招集通知に審議事項として記載のない原告Xを代表取締役から解任し、本件AをY会社代表取締役に選任する旨の取締役会決議をしたのであり、この本件取締役会決議は、右定款等の定めに違反し、そのほかにも議事進行につき著しい不公正があるから無効である。そうとすれば、本件株主総会決議は、本件Aという招集権限のない者により招集され、その者が議長として議事進行を行ったなどの瑕疵が付着している旨が主張された。

更に、本件株主総会では、議長となった本件Aが、株主提案第七、第八号議案の採決に際して、賛成株主の起立と氏名発表を求めて賛成議決権数が過半数に満たないことを確認し、会社提案第二号議案等の採決に際しては、賛成又は反対株主の起立、氏名公表は求めずに拍手を求める方法で賛成議決権数が過半数であることを確認し、賛成株主数を明らかにしなかったが、この点で違法な採決方法を採用した瑕疵が本件株主総会決議には付着している旨が主張された。

〔判　旨〕

原告Xの請求を棄却。

一　「株式会社の取締役は、株主総会の決議により株主の信任を受け、会社の業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する必要的機関である取締役会の構成員として、取締役会に出席の上、業務執行に関する会社の意思決定に必要な諸般の事項に関し、臨機応変に経営上の判

断をなすべき責務を負い、他方、株主総会に出席する株主と異なり、会議の目的たる事項によって出席するか否かを決する自由を有するわけではなく、常に取締役会に出席して、会社の業務に関するあらゆる提案、動議について必要な討議、議決を行う権限と義務があるから、このような取締役の権限と義務に照らして考えれば、定款等により、取締役会に先立ち会議の目的事項を予め通知すべきことを定めている場合でも、右規定は、取締役会に出席する取締役に事前の準備の便宜を与えたものにとどまり、それ以上に取締役会における決議内容を拘束する効力を有するものではないと解するのが相当である。とりわけ、取締役会における取締役の業務執行に関する監督権の行使は、予め提案された議案とは関係なく、有効適切に監督権を行使することが期待されるものというべきである（代表取締役の解任は、その権限行使の一つである）。

そうしてみれば、取締役会招集通知に記載されていない事項が取締役会で審議・議決されたとしても、これによって直ちに当該決議が違法となるものとはいえないだけでなく、本件において、一部の取締役を排除し、反論の機会を与えないこと等濫用的な意図のもとに殊更取締役会招集通知に記載しなかった等の事情を認めるに足りる証拠はないから、原告の定款及び取締役会規程違反を理由とする本件取締役会決議無効の主張は採用することができない。」

二　「株主総会における採決の方法については法律上特に規定はないから、出席者の意思を算定するのに適当な方法であれば、拍手による採決方法も直ちに違法とはいえないものというべきところ、……議長提案の議事進行に反対の株主において拍手による議決方法について右議場において直ちにこれに異議を唱え、賛否の数について厳密に数えることを要求する等の行動に出ておらず、右議長提案の議事進行につき過半数の賛成があったことを前提として、その後の議事が進行していることに照らせば、右議長提案について賛成の拍手により出席者の過半数の意思を確認することができたものと認められ」る。

「したがって、右における拍手による採決は違法なものとはいえず、これをもって、本件株主総会決議の取消原因又は不存在事由に当たる瑕疵ということはできない。」

「議長が、株主提案……議案の採決に当たっては賛成株主の起立と氏名発表を求めて賛成議決権数が過半数に満たないことを確認し、会社提案……議案等の採決に当たっては、賛成又は反対株主の起立、氏名公表は求めず、拍手を求める方法で賛成議決権数が過半数であることを確認し、

賛成株主数を明らかにしなかったことは、当事者間に争いがない。

しかし、……右……の採決方法のため、株主が自由な意思で表決を行うことを妨げられたり、株主提案にかかる議案について賛成の意思表示をなすことを困難にされたことはなかったこと、本件株主総会が異様な雰囲気の中で行われたものでなかったことが認められ、……したがって、右……の採決方法及び本件株主総会の雰囲気が、株主提案に賛成する株主の議決権行使を妨げるものであったとはいえないから、これをもって、本件株主総会決議に取消原因又は不存在事由に当たる瑕疵があるということはできない。」

〔評　釈〕

判旨に反対する。

一　取締役会の招集通知には、開催日時、場所を示す必要があるけれども、株主総会の場合とは異なり、法律上は、会議の目的たる事項を示すことは必要ないと解されている（高鳥正夫・新版会社法一六六頁頁〈一九九一年〉）。取締役会において会議の目的が示されていない場合には、当面の会社業務執行が議題になることが予測されるからである（高鳥正夫・前掲書一六六頁）。そして、会社の定款または取締役会決議によって、会議の目的事項は必ず記載すべきことを定めてもよいとも解されている（堀口亘・新版注釈会社法二五九条ノ二注五〈六巻九七頁・一九八七年〉）。そのような場合に、取締役会招集通知に記載のない議案につき決議することが可能か否かについては学説は分れている（大久保拓也「平成九年六月一八日名古屋地判評釈」日本法学六六巻二号二八四頁以下〈二〇〇〇年〉に学説と判例が詳細に分析されている）。思うに、昭和二五年商法改正による取締役会制度導入時における解説にあるように、取締役会招集「通知に会議の目的が掲げられている場合には、取締役全員が出席した場合のほかは、通知に掲げられた事項及びこれに付随する事項以外については決議することはできない」と解する（大隅健一郎＝大森忠夫・逐条改正会社法解説二五五頁〈一九五一年〉）ことが妥当と考えられる。本件においては、取締役全員が出席したと認定されているけれども、必ずしも出席した取締役全員が通知にない議題を審議採決することに同意したものではなかったとも認定されているので、実質上は右解説にあるような取締役全員出席と評価することはできない。

取締役会につき会議の目的を通知する旨の定款規定などがある場合であっても、取締役会は、経営全般について配慮をし、業務執行についてあらゆる対応をする必要があり、

各取締役は緊急の事態に対応できる能力を有しているから、「取締役会の審議は通知された議題に拘束されない。そして、予め通知された議題は予定議題であって、その意味は各取締役に対し、審議のための予期、準備をなさしめるにすぎず、したがって、会議の目的事項を通知すべき旨の定款等の定めは訓示規定にすぎない」と解する立場がある（清水忠之「本件評釈」ジュリスト一一八四号一二九頁〈二〇〇〇年〉）。しかし、この立場は、自治法規の意味を重視していない憾がある。確かに、昭和五六年の商法改正により、株主総会決議が定款に違反する場合、それまで、それは、決議無効事由とされていたものが、決議取消事由となり（商法二四七条一項二号）、自治法規違反が従来よりも軽く取り扱われているとも解される。取消請求がなければ、瑕疵が治癒するとして法的安定性を追求する意味はあるけれども、関係者の合意である自治法規の意味がそこまで軽く取り扱われてよいとの理由は必ずしも明らかにされておらず（高鳥正夫・前掲書一五一頁）、納得できない。会議の目的を前もって通知するのは不意打ち防止のためであり、その機能は、自治法規に基づいて、取締役会の運営についても導入されてよいと考える。取締役会は、業務執行をその権限とするために、臨機応変に行動することが要請されているので、そのような不意打ち防止を考慮する必要はないし、各取締役は、迅速に対応する能力を有しているから、準備の必要は少ないとも解されよう。しかし、重大な案件であれば、それなりの準備が必要であり、思い付きで提案され、議決されては、判断の妥当性に疑問が生ずることとなる。賛否について鋭い対立が予想される議題については、相互に充分の準備を踏んで会議に出席するほうがより妥当な結果を生み出すものと解される。しかも、取締役会招集手続は、株主総会招集手続よりもはるかに簡略化されており、参加者の数は、圧倒的に少数である。招集手続は容易に着手し、実行され得るし、毎回ごとに会議の目的を通知しなければならないとしても酷な要求とも解されないし、更に、そのような要求をしても、取締役会の臨機応変な行動を妨げるとも思われない。定款規定等によって、会議の目的事項をあらかじめ通知すべき旨を定めているのは、不意打ち防止のためであり、その機能は、株主総会の場合と同様に取締役会においても実効性をもって作動しなければならない。この意味において、定款規定等の不意打ち防止条項を「訓示規定」のように解する判旨第一点の立場は理解できない。

昭和五六年の商法改正によって、商法二五九条二項が追

加され、取締役会招集権者でない「取締役ハ会議ノ目的タル事項ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ取締役会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得」と定められた。この条項の意味は、通常とはいささか相違する事態の場合に、「会議ノ目的」を明示させ、複数の招集請求があった場合の識別機能発揮のみならず、関係者が準備をして取締役会に臨めるようにとの不意打ち防止機能発揮も期待している所にあると考えられる。この点からも、商法は、不意打ち防止の観点を軽視していないことが推論され、不意打ち防止に関する自治法規を尊重すべきことが側面から支援されるものと解される。

二　株主総会において、多数を確定するための採決方法については、商法上、具体的にそれを定める規定のないことは、判旨第二点の指摘するとおりである。そうとすれば、株主総会における採決方法については、会議体の通則に従うこととなる。会議体の通則は、民主主義の原理に基づき、公平・公正の観点から長い間の慣行に基づいて形成されている。具体的には、挙手、起立、拍手などの方法によることも許容され、どのような方法を採用するかは、最終的には会議体自体にまかされることとなる。

会議体が円満・円滑に運営される状況の下では、採決方法につき異論が出たり、紛争が生ずることはない。しかし、平穏でない場合には、細心の注意を必要とする。公平・公正の観点から疑念が生ずれば、たちまちのうちに異論と反論が出てくるからである。

本件において、個々の議案の採決方法を見れば、それぞれ会議体の通則に基づき、妥当な形で行われているように思われる。しかし、株主提案議案の採決と会社提案議案の採決について採決方法をあえて相違させているところに疑問が生ずる。具体的な採決方法採用については、会議体である個々の株主総会にまかされてはいるけれども、同一の会議体で、取締役選任等にかかわるほぼ同一性格の議案につき、一方は、より厳格な方法を採用し、他方は、いささか大雑把な方法で決着をつけている点が問題である。確かに、両方法により最終的に株主の意思は確認され、議決権の行使は行われたこととなる。本件判旨第二点が認定したように「本件株主総会が異様な雰囲気の中で行われたものでもなかった」とはいえ、確たる理由もなくほぼ同一性格の議案について違った採決方法を採用する行動自体が異様と思われる。この点について公平・公正の観点から問題が生ずる。最終的に、決議取消訴訟が裁量棄却されるかはともかくとして、会議体への信頼性の確保を念頭に置いた公平・公正を重視する厳格な立場からは、本件判旨第二点の

判断は疑問が残る。

なお、本件については控訴され、平成一二年一月一九日に名古屋高裁において、控訴棄却の判決がなされている（金融・商事判例一〇八七号一八頁以下〈二〇〇〇年〉）。本評釈においては、より事実関係が明瞭に理解できるとの観点から第一審を研究対象とした。控訴審にかかわる判例評釈としてすでに複数が公表されている（周劍龍・金融・商事判例一〇九二号四九頁以下〈二〇〇〇年〉、大久保拓也・日本法学六七巻一号二〇五頁以下〈二〇〇一年〉、藤嶋肇・法学新報一〇七巻・六号一八一頁以下〈二〇〇〇年〉）。

（平成一五年二月二八日　稿）

加藤　修